

地方公共団体対策技術率先導入補助事業（エネ特会）

900百万円（800百万円）

地球環境局地球温暖化対策課

### 1．事業の概要

我が国は京都議定書において温室効果ガス排出量の6%削減を約束したが、依然として二酸化炭素排出量の増加は著しく、特に増加に歯止めのかからない業務部門における実効性かつ即効性のある対策を推進する必要がある。このため、地方公共団体が実施する業務部門における温室効果ガス排出量削減のための率先した取組に対して、費用の一部を補助することにより、確実な削減を推進する。

### 2．事業計画

地方公共団体が所有する業務用施設に、先進的な新エネ・省エネ設備整備等の率先的な導入を行う取組に対して、設備導入等の対策事業費の一部を補助する。

地方公共団体が、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した実行計画に従い、新エネ・省エネ設備導入を行う事業に対して支援する。なお、シェアード・セイビングス・エスコ事業により、自らの施設の高いレベルでの省エネ化を行う場合は、事業を行う民間事業者を補助対象とする。

#### 【補助内容】

補 助 先	地方公共団体 または地方公共団体の施設へシェアード・セイビングス・エスコ事業を用いて省エネ化を行う民間事業者
補 助 率	1/2

### 3．施策の効果

地方公共団体自ら先進的、率先的な温暖化対策技術を導入し、模範的な先行事例を民間事業者や国民に対して示すことにより、業務部門における省CO2モデルを構築し、温暖化対策の実践を促すとともに、導入効果を検証し、民間事業者への普及手法の検討材料とする。

# 地方公共団体対策技術率先導入補助事業

地方公共団体



策定

事務事業に関する  
実行計画

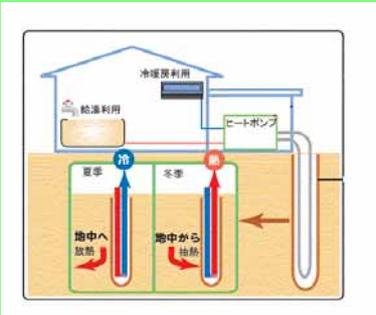


実施

実行計画に基づく、地方公共団体の施設の省エネ・代エネ設備の整備

補助の条件：  
補助対象：地方公共団体  
(直接補助)  
国による補助率：1 / 2

(例)

<p>太陽光発電</p> 	<p>地中熱 ヒートポンプ</p> 	<p>小水力発電</p> 	<p>ESCO事業による 庁舎の省エネ化</p> 
---	--	---	---

シェアード・エスコを含む

エネルギー起源  
CO2排出抑制

成果

- 事業者としての積極的な取組推進
- 地域住民に対する普及啓発
- 実行計画の策定促進